

処分基準

平成13年6月6日作成

法 令 名	：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項	：第9条
処 分 の 概 要	：指定法人の指定の取り消し
原権者（委任先）	：石川県公安委員会
法 令 の 定 め	： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号（指定の基準） 同第7条（是正または改善の勧告）
処 分 基 準	： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正などができ、現に是正などしているときなどを除き、許可を取り消すこととする。
問い合わせ先	：石川県警察本部生活安全部生活安全企画課企画指導係 電話（076）262-1161 内線3033
備 考	：